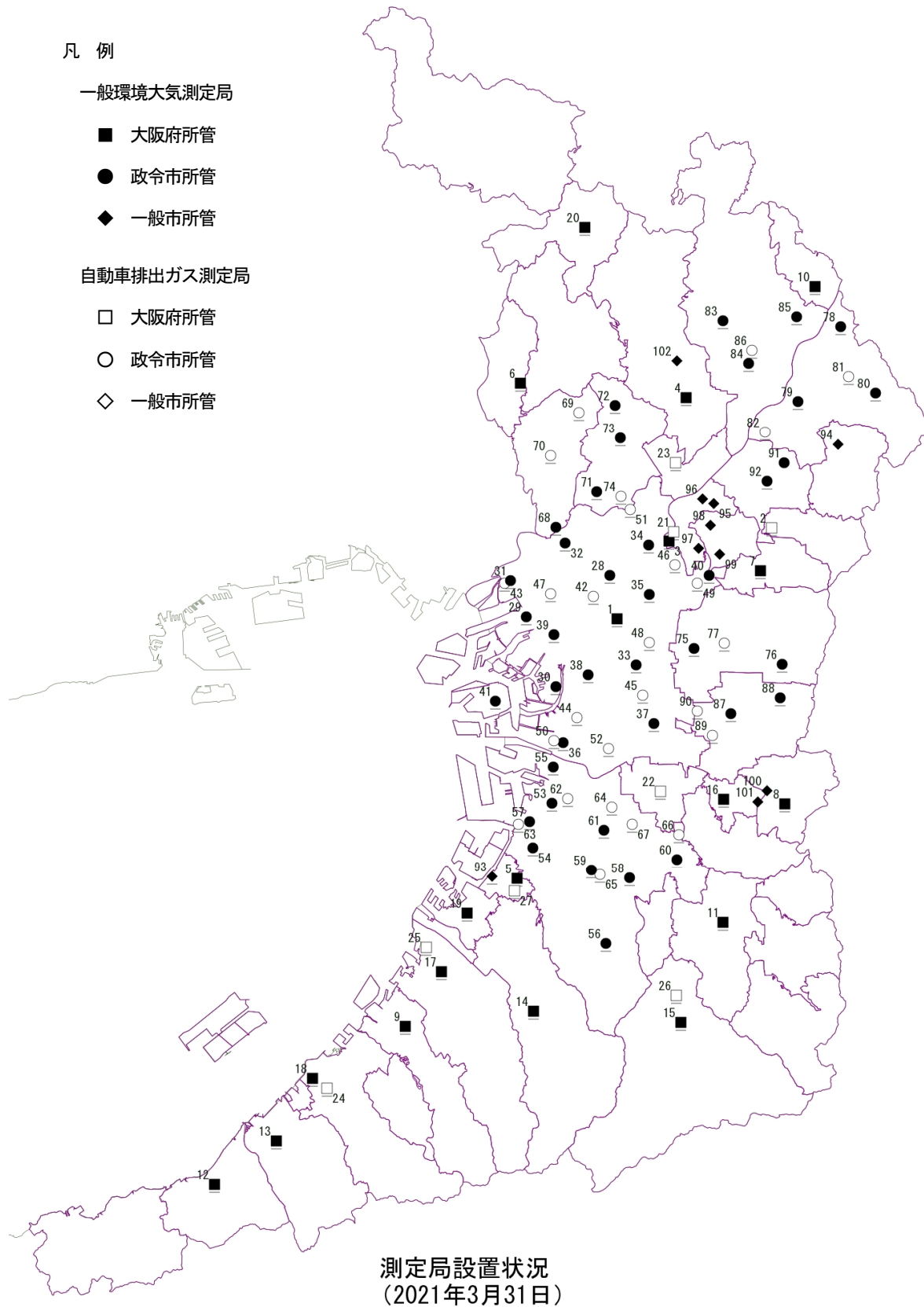


# 2020 年度測定局設置状況及び環境基準達成状況

## 1. 大気汚染常時監視測定局設置状況図（2021年3月31日時点。年度途中での廃止局を含む。）



## 2. 測定局設置状況及び環境基準達成状況一覧（2020年度）

### 表の見方

①表中の「種別」は、次のとおり測定局の種別を示します。

一般・・・一般環境大気測定局

自排・・・自動車排出ガス測定局

②表中の記号は、次のとおり環境基準の達成状況などを示します。

○：環境基準達成項目

●：環境基準非達成項目【非メタン炭化水素については、指針で評価】

◇：測定時間または測定日が不足のため、有効測定局とならない項目

※：年度の途中で測定を終了した項目

③表末の測定局数は、年度内に測定を実施した延べ局数です。（年度内廃止局を含み、（ ）で内数を表記）

所管	番号	測定局名	所在地	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	非メタン炭化水素	種別	
大阪府	1	国設大阪	大阪市中央区大手前	○	○	○	●	◇	○	●	一般	
	2	国設四條畷	四條畷市江瀬美町	○	○	○		○	○	●	自排	
	3	西部コミュニティセンター	守口市文園町	○	○	○	●				一般	
	4	茨木市役所	茨木市駅前	○	○	○	●	○			一般	
	5	高石中学校	高石市東羽衣	○	○	○	●	○			一般	
	6	池田市立南畑会館	池田市畑	○	○	○	●			○	一般	
	7	大東市役所	大東市谷川	○	○	○	●				一般	
	8	府立修徳学院	柏原市大字高井田	○	○	○	●				一般	
	9	貝塚市消防署	貝塚市鳥羽	○	○	○	●			●	一般	
	10	島本町役場	島本町桜井	○	○	○	●				一般	
	11	富田林市役所	富田林市常盤町	○	○	○	●	○		●	一般	
	12	南海団地	阪南市舞	○	○	○	●				一般	
	13	泉南市役所	泉南市樽井	○	○	○	●				一般	
	14	緑ヶ丘小学校	和泉市緑ヶ丘	○	○	○	●				一般	
	15	三日市公民館	河内長野市三日市町	○	○	○	●				一般	
	16	藤井寺市役所	藤井寺市岡	○	○	○	●				一般	
	17	岸和田中央公園	岸和田市西之内町	○	○	○	●	○		●	一般	
	18	佐野中学校	泉佐野市羽倉崎	○	○	○	●				一般	
	19	泉大津市役所	泉大津市東雲町	○	○	○	●				一般	
	20	豊能町役場	豊能町余野	○	○	○	●				一般	
	21	淀川工科高校	守口市京阪本通	○	○	○					●	自排
	22	松原北小学校	松原市阿保	○	○	○					●	自排
	23	摂津市役所	摂津市三島	○	○						●	自排
	24	末広公園	泉佐野市新安松	○	○	○						自排
	25	天の川下水ポンプ場	岸和田市春木大国町	○	○							自排
	26	外環河内長野	河内長野市西之山町	○	○	○						自排
	27	カモドールMBS	高石市西取石	○	○	○					●	自排

所管	番号	測定局名	所在地	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	【非メタン炭化水素】	種別
大 阪 市	28	菅北小学校	大阪市北区菅栄町	○	○	○					一般
	29	此花区役所	大阪市此花区春日出北	○	○	○	●	○		●	一般
	30	平尾小学校	大阪市大正区平尾	○	○	○	●	○			一般
	31	淀中学校	大阪市西淀川区大和田	○	○		●※				一般
	32	野中小学校	大阪市淀川区野中北	○	○	●	●	○		●	一般
	33	桃谷中学校	大阪市生野区勝山北	○	○		●	○			一般
	34	大宮中学校	大阪市旭区中宮	○	○		●	○			一般
	35	聖賢小学校	大阪市城東区新喜多	○	○	○	●	○			一般
	36	清江小学校	大阪市住之江区御崎	○	○		●	○			一般
	37	摂陽中学校	大阪市平野区平野西	○	○		●	○		●	一般
	38	今宮中学校	大阪市西成区花園北	○	○		●				一般
	39	九条南小学校	大阪市西区九条南	○	○	○	●	○			一般
	40	茨田北小学校	大阪市鶴見区浜		○		●				一般
	41	南港中央公園	大阪市住之江区南港東	○	○	○	●	○			一般
	42	梅田新道	大阪市北区西天満	○	○				○		自排
	43	出来島小学校	大阪市西淀川区出来島	○	○	○		○	○	●	自排
	44	北粉浜小学校	大阪市住之江区粉浜	○	○	●				●	自排
	45	杭全町交差点	大阪市東住吉区杭全町	○	○	○					自排
	46	新森小路小学校	大阪市旭区新森	○	○	○					自排
	47	海老江西小学校	大阪市福島区海老江	○	○			○			自排
	48	今里交差点	大阪市東成区大今里西	○	○				○		自排
	49	茨田中学校	大阪市鶴見区諸口	○	○						自排
50	住之江交差点	大阪市住之江区南加賀屋	○							自排	
51	上新庄交差点	大阪市東淀川区上新庄	○							自排	
52	我孫子中学校	大阪市住吉区我孫子東	○	○	○					自排	
堺 市	53	少林寺	堺市堺区少林寺町東	○	○		●	○		●	一般
	54	浜寺	堺市西区浜寺船尾町西	○	○	○	●	○		●	一般
	55	三宝	堺市堺区三宝町	○	○	○	●	○		●	一般
	56	若松台	堺市南区若松台	○	○	○	●	○			一般
	57	石津	堺市西区浜寺石津町中	○	○		●	○		●	一般
	58	登美丘	堺市東区大美野	○	○		●				一般
	59	深井	堺市中区深井水池町	○	○	○	●				一般
	60	美原	堺市美原区小平尾	○	○		●				一般
	61	金岡南	堺市北区金岡町	○	○	○	●	○		●	一般
	62	堺市役所	堺市堺区南瓦町	◇	◇						自排
	63	湾岸	堺市西区石津西町	○	○						自排
	64	常磐浜寺	堺市北区新金岡町	○	○						自排
	65	阪和深井畑山	堺市中区深井東町	○	○						自排
	66	美原丹上	堺市美原区丹上	○	○	○			○		自排
	67	中環石原	堺市東区石原町	○	○	○			○		自排
豊中市	68	豊中市千成	豊中市千成町	○	○	○	●	○			一般
	69	豊中市千里	豊中市新千里西町	○	○		●				自排
	70	豊中市役所	豊中市中桜塚	○	○		●	○	○	●	自排

所管	番号	測定局名	所在地	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	非メタン炭化水素	種別
吹田市	71	吹田市垂水	吹田市垂水町	○	○		●				一般
	72	吹田市北消防署	吹田市藤白台	○	○	○	●	○		○	一般
	73	吹田市高野台	吹田市高野台	○	○		●	○			一般
	74	吹田簡易裁判所	吹田市寿町	○	○	○		○	○	●	自排
東大阪市	75	東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町	○	○	○	●	○		●	一般
	76	東大阪市六万寺	東大阪市南四条町	○	○	○	●	○			一般
	77	東大阪市環境衛生検査センター	東大阪市西岩田	○	○	○	●	○	○	●	自排
枚方市	78	楠葉	枚方市楠葉並木	○	○		●				一般
	79	枚方市役所	枚方市大垣内町	○	○		●	○		●	一般
	80	王仁公園	枚方市王仁公園	○	○	○	●				一般
	81	招提	枚方市招提南町	○	○						自排
	82	中振	枚方市南中振	○	○	○		○	○		自排
高槻市	83	高槻北	高槻市大蔵司	○	○	◇	●	○※			一般
	84	庄所	高槻市南庄所町	○	○	○	●	○※			一般
	85	梶原	高槻市梶原	○	○				○		一般
	86	高槻市役所	高槻市桃園町	○	○	○		○	○	●	自排
八尾市	87	八尾市保健所	八尾市清水町	○	○	○	●	○			一般
	88	水越	八尾市水越	○	○			○			一般
	89	太子堂	八尾市南太子堂	○	○					●	自排
	90	久宝寺緑地	八尾市西久宝寺	○	○						自排
寝屋川市	91	成田	寝屋川市成田町	○	○		●	○	○		一般
	92	寝屋川市役所	寝屋川市本町	○	○	○	●			●	一般
高石市	93	高石消防署高師浜出張所	高石市高師浜	○	○		●	○			一般
交野市	94	交野市役所	交野市私部	○	○		●				一般
守口市	95	第一測定局（金田）	守口市金田町	○	○		●	○			一般
	96	第二測定局（大日）	守口市大日町	○	○		●	○			一般
	97	第三測定局（錦）	守口市菊水通	○	○		●	○			一般
門真市	98	門真市役所	門真市中町	○	○		●	○			一般
	99	門真市南	門真市三ッ島	○	○		●	○	○		一般
柏原市	100	柏原市役所	柏原市安堂町	○	◇		●				一般
藤井寺市	101	道明寺東小学校	藤井寺市国府				●				一般
茨木市	102	耳原小学校	茨木市耳原	○	○		●	○			一般
測定局数	一般局 ( )内は年度内廃止局数の内数	有効測定局	66	66	39	65	38	4	17	/	
		非有効測定局	0	1	1	0	1	0	0		
		一般局の合計	66	67	40	65	39	4	17		
	自排局	有効測定局	33	31	17	3	8	11	12		
		非有効測定局	1	1	0	0	0	0	0		
		自排局の合計	34	32	17	3	8	11	12		
一般局と自排局の合計 ( )内は年度内廃止局数の内数		100 (0)	99 (0)	57 (0)	68 (1)	47 (2)	15 (0)	29 (0)			

### 3. 大気汚染に係る環境基準と評価方法

#### (1) 環境基準

項目	基準
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること

備考1 1ppmとは1m<sup>3</sup>大気中に1cm<sup>3</sup>の汚染物質が存在する場合の濃度を示す。

$$1\mu\text{g} = 0.001\text{mg} = 0.000001\text{g}$$

備考2 1時間値とは、正時(00分)から次の正時までの間に得られた測定値を示し、後の時刻を測定値の時刻とする。例えば午前6時の1時間値は、午前5時から6時までに測定された値をいう。

備考3 光化学オキシダントの要因物質である非メタン炭化水素については、環境基準はなく次の指針で評価している。：午前6時から9時の3時間平均値が0.20ppnCから0.31ppnCの範囲内又はそれ以下であること。

#### (2) 環境基準の評価方法

##### ① 短期的評価(浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素)

測定を行った日について、それぞれ以下により評価を行う。

浮遊粒子状物質	1時間値 及び 1時間値の1日平均値
二酸化硫黄	1時間値 及び 1時間値の1日平均値
一酸化炭素	8時間平均値 及び 1時間値の1日平均値

ただし、環境基準に適合したかどうかを判断する場合は、1年間で得られたすべての1日平均値を対象とした「長期的評価」に基づいて行う。

##### ② 長期的評価(浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素)

いずれの物質も、4月から翌年3月までの1年間で得られたすべての1日平均値を用いて評価する。

長期的評価による環境基準への適合条件は以下のとおり。

ア) 1年間で得られたすべての1日平均値から算出された1日平均値の2%除外値が、1日平均値の環境基準以下であること。

イ) 1日平均値が環境基準を超えた日が2日以上連続しないこと。

##### ③ その他の評価(二酸化窒素、光化学オキシダント)

測定を行った日について、それぞれ以下により評価を行う。

二酸化窒素	年間98%値
微小粒子状物質	1日平均値の98%値 及び 1年平均値
光化学オキシダント	昼間の1時間値

##### ④ 有効測定日、有効測定局の考え方

1日平均値に関する評価は、1日20時間以上の測定時間を有する「有効測定日」を対象とする。

また、長期的評価は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素については年間6,000時間以上の測定時間を有する局、微小粒子状物質については測定方法が環境省の認定基準を満たすとともに年間の有効測定日が250日以上を有する局を対象とする。光化学オキシダントについては年間1時間以上の昼間の測定時間を有する局、非メタン炭化水素については年間で1日以上午前6時から9時までの連続した測定値(午前7時、8時、9時の1時間値)をすべて有する日がある局を評価の対象とする。これらの評価の対象となった局を「有効測定局」とする。

## 4. 長期的評価の方法

### (1) 長期的評価の考え方

環境基準の評価において、施策の効果を正確にとらえるために、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については長期的評価を用いる。また、評価は2%除外値または98%（パーセンタイル）値を用いる。これは、1年間のうちで濃度が高かった日に着目しつつ、測定精度の限界や、ある特定の測定時間や日の事情の反映等を考慮して設定された統計指標である。

### (2) 2%除外値と98%（パーセンタイル）値

2%除外値は、1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%目までの日数を除いて得られる日平均値をいう。例えば、365日分のデータがある場合には、高い方から8番目の値になる。

98%（パーセンタイル）値は、逆に、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目にあたる日平均値をいう。例えば、365日分のデータがある場合には、低い方から358番目の値となる。

2%除外値と98%（パーセンタイル）値は概ね一致するが、まれに四捨五入の結果により一致しない場合がある。一致する例と、一致しない例を以下に示す。

#### ①一致する例

<2%除外値>

高い方からの順位	日付	日平均値 (ppm)
1	10月10日	0.073
2	10月13日	0.072
3	8月19日	0.070
4	6月16日	0.069
5	4月4日	0.068
6	12月19日	0.065
7	10月2日	0.063
<b>8</b>	<b>6月1日</b>	<b>0.062</b>
9	5月12日	0.061
10	5月30日	0.060
...	...	...
	中略	
...	...	...
364	7月11日	0.014
365	3月27日	0.012

※網掛け部分は365個の測定値の高い方から2%（7個のデータ）に相当する。これを除外し次位の8番目の値で評価する。

<98%（パーセンタイル）値>

低い方からの順位	日付	日平均値 (ppm)
1	3月27日	0.012
2	7月11日	0.014
...	...	...
	中略	
...	...	...
356	5月30日	0.060
357	5月12日	0.061
<b>358</b>	<b>6月1日</b>	<b>0.062</b>
359	10月2日	0.063
360	12月19日	0.065
361	4月4日	0.068
362	6月16日	0.069
363	8月19日	0.070
364	10月13日	0.072
365	10月10日	0.073

※網掛けのない部分は365個の測定値の低い方から98%（358番目まで）に相当する。この98%目（358番目）の値で評価する。（網掛け部分の7個のデータは除外される。）

#### ②一致しない例

有効測定日数が325日するとき、

<2%除外値> 2%除外日数は、 $325 \times 0.02 = 6.5$ （日）を四捨五入して7日となり、したがって2%除外値は高い方から数えて8番目（低い方から数えて318番目）となる。

<98%（パーセンタイル）値> 98%目の該当日は、 $325 \times 0.98 = 318.5$ （日）を四捨五入して319日となり、したがって98%（パーセンタイル）値は低い方から数えて319番目（高い方から数えて7番目）となる。

同様に、50日違いの275日も一致しない。